

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	岐阜市社会福祉事業団 令和元年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	財政援助団体等監査
監 査 日	令和 2 年 10 月 5 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 30 日
担 当	社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団TEL 058-252-0936

指摘事項	措 置 状 況
(団体関係) 1 適正な事業報告書の提出について 地方自治法第244条の2第7項は、「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」と規定している。 令和元年度の事業報告書について、次のような事項が認められた。 ア 柳津児童館の管理運営に関する協定書第14条第1項及び第2項並びにサンフレンドみわ・児童センターの管理運営に関する協定書第14条第1項及び第2項は、ともに、月次事業報告書は毎月終了後10日以内、年次事業報告書は毎年度終了後50日以内に市へ提出することを規定し、また、事業報告書の必要記載事項について、月次事業報告書においては、管理業務の実施状況及び施設の利用状況（開館日数、利用者数等）を、年次事業報告書においては、これらに加え、満足度調査（アンケート）結果 及び管理経費等の収支状況を掲げている。 しかしながら、必要記載事項のうち、月次事業報告書には管理業務の 実施状況について、年次事業報告書には管理業務の実施状況及び管理経 費等の収支状況について記載がなかった。 また、月次事業報告書には提出年月日が記載されておらず、年次事業 報告書に記載されている提出年月日は年度が終了していない令和2年3月31日となっていた。	協定書により提出を求められている月次事業報告書及び年次事業報告書において、管理業務の実施状況について報告を行っていなかったため、毎月管理状況報告書を作成し、子ども支援課へ報告を行った。また、管理経費の収支状況については、半期ごとに収支報告書を子ども支援課へ報告している。 月次報告書については、終了後10日以内に提出し、提出時の日付を記載した。 令和元年度の年次報告書に記載していた日付が年度終了前のものになっていたため、令和2年度の年次報告書は年度終了後50日以内に提出し、適正な日付での提出を行った。
イ 事業報告書に記載すべき事項である管理経費等の収支状況を確認するため、収支決算書と関係諸帳簿を突合したところ、支出科目のうち、人件費は、収支決算額と関係諸帳簿に記載された金額が一致しておらず、不一致の金額について、支出を示す記載が関係諸帳簿になかった。 また、母親クラブ地域活動推進費及び母親クラブ活動費事務諸経費は、関係諸帳簿のどの金額を積算したのか不明であった。 したがって、人件費並びに母親クラブ地域活動推進費及び母親クラブ 活動費事務諸経費については、決算額が適正であると確認することができなかった。 今後は、地方自治法及び協定書を遵守し、適正な内容が記載された事業報告書を提出されたい。	収支決算書の人件費について、令和元年度収支予算書の差額を共通経費とし、決算時に人件費に加える処理をしていた。そのため、法人の決算額と一致しない状況であった。 令和2年度収支決算書では、共通経費を別計上し、収支決算書と法人の決算額を一致させて報告した。 母親クラブ地域活動推進費及び母親クラブ活動事務所経費については、母親クラブ活動費用として記載し忘れていたものや、本来母親クラブ活動費用ではなかったものを間違えて記載してしまっていた。 令和2年度は、母親クラブ活動費用が関係諸帳簿と一致するように記載を行い、費用の確認ができるようにした。